

「町田市国民健康保険税減免取扱要領」の一部改正について

1. 旧被扶養者減免制度の概要とその見直し

(1) 見直しの内容について

- 国民健康保険税の旧被扶養者減免である「均等割の5割減免」及び「所得割の全額減免」の適用期間については、「当分の間継続する」とされていましたが、2018年12月12日付厚生労働省の通知を受け、「均等割の5割減免」の適用期間を2019年度から本則通り、資格取得月から2年間とするものです。
- 「所得割の全額減免」については、適用期間の変更はありません。

(2) 旧被扶養者減免制度について

- 2008年度に後期高齢者医療制度が発足
- これにより、75歳以上の社会保険の被保険者は後期高齢者医療制度に加入し、その被扶養者は、国民健康保険への加入となりました。（これらのうち、加入時に65歳以上75歳未満のものを「旧被扶養者」とします。）
- 保険料（税）の激変緩和の観点から、旧被扶養者の国民健康保険税について減免措置を開始
- 減免措置の内容は、国民健康保険税の課税計算における旧被扶養者の「所得割の全額減免」と「均等割の5割減免」
- 減免期間は資格取得月から2年間ですが、「当分の間継続する」とされてきました。

(3) 旧被扶養者減免に該当する代表的な例

| | | 医療保険 | 保険料 | | | 医療保険 | 保険料(税) |
|---|------------|-------------|--------|---|-----------|--------|--|
| 夫 | 社会保険 | 社会保険で世帯分を負担 | 夫75歳到達 | 夫 | 後期高齢者医療制度 | 後期 保険料 | 所得割: 全額減免(継続) 均等割: 5割減免(資格取得月から2年間) |
| 妻 | 社会保険(被扶養者) | | | 妻 | 国民健康保険 | 国保 保険税 | |

2. 町田市国民健康保険税減免取扱要領の見直しによる影響

※2018年12月時点の加入世帯状況を基に作成しています。

| 旧被扶養者の均等割減免の対象となる世帯数・減免額 | 改正前 | | 改正後 | | 増減 | |
|--------------------------|--------|------------|--------|------------|--------|------------|
| | 世帯数(件) | 均等割減免額(千円) | 世帯数(件) | 均等割減免額(千円) | 世帯数(件) | 均等割減免額(千円) |
| 2019年4月時点での影響 | 735 | 13,745 | 303 | 5,862 | △ 432 | △ 7,883 |

※低所得者対策（均等割の7割・5割・2割軽減）との調整について

- ・7割・5割軽減の該当世帯は、旧被扶養者減免よりも軽減が優先されるため、見直しによる影響はありません。
- ・2割軽減の該当世帯は見直しにより、5割→2割軽減（低所得者対策分）となります。

(参考) 旧被扶養者の均等割減免の該当期間について

| 国保加入年度 | 旧被扶養者の均等割減免 | | | 見直しの影響 | |
|---------------|-------------|-------------|-------------|--------|---------|
| | 2019年度 課税 | 2020年度 課税 | 2021年度 課税 | 世帯数(件) | 減免額(千円) |
| 2008年度～2016年度 | 非該当 | | | 432 | 7,883 |
| 2017年度 | 加入月の前月まで 該当 | 非該当 | | 180 | 3,510 |
| 2018年度 | 該当 | 加入月の前月まで 該当 | 非該当 | 123 | 2,352 |
| 2019年度 | 該当 | 該当 | 加入月の前月まで 該当 | — | — |
| | | | 合計 | 735 | 13,745 |

※2018年12月時点の加入世帯状況を基に作成しています。